

11 月は特定自主検査強調月間

フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械、油圧ショベルなどの車両系建設機械、高所作業車等は、労働安全衛生法により 1 年以内に 1 回、定期の有資格者による特定自主検査が事業主に義務付けられています。また、本年 5 月に労働安全衛生法が改正され、来年 1 月 1 日から従来の定期（特定）自主検査指針が厚生労働大臣告示に格上げされ、より厳格な特定自主検査が求められます。

この検査を適正に実施することは、労働災害防止の基礎となる機械の健康診断ともいえます。

このため、当協会では毎年 11 月を「特定自主検査（特自検）強調月間」と定め広報活動、巡回指導などを実施しています。

本年は「災害の 危険の芽を摘む 特自検」をスローガンに展開します。

災害の 危険の芽を摘む 特自検

多くの皆様に強調月間の趣旨を御理解いただき、確実な特定自主検査の実施により、労働災害防止に努めていただくようお願いします。

※ 下の写真は検査業者検査員資格取得（実技）の様子



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 岐阜県支部【略称：建荷協岐阜県支部】